

産前産後期間の国民健康保険税が免除されます！

対象となる者

- ◆鶴岡市の国民健康保険に加入しており、出産予定または出産した方（=出産被保険者）
 - *妊娠85日（4か月）以上の分娩が対象となります。
 - *死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。

保険税免除の概要

- ◆出産被保険者に係る「所得割額」及び「被保険者均等割額」の年税額から、産前産後期間に相当する月分が減額されます。

◆免除対象期間

①単胎妊娠の場合

出産の予定日または出産の日の属する月（=出産予定月）の前月から
出産予定月の翌々月までの4か月分

②多胎妊娠の場合

出産の予定日または出産の日の属する月（=出産予定月）の3月前から
出産予定月の翌々月までの6か月分

○：免除対象 ×：免除対象外

	3か月前	前々月	前月	出産予定月	翌月	翌々月
単胎妊娠	×	×	○	○	○	○
多胎妊娠	○	○	○	○	○	○

※免除対象期間が年度をまたぐ場合には、年度ごとに減額を行います。

※課税限度額に達している世帯の場合、減額にならないことがあります。

届出受付期間

- ◆出産前、出産後のどちらでも届出ができます。
 - *出産の予定日の6か月前から届出が可能です。
 - *出産前に届出ができなかった場合は、お子さまの子育て支援医療証の交付手続きなどの機会に行っていただきます。

届出に必要な書類

- ◆届出書（下記届出窓口で用意しますが、市ホームページからも取得可能です。）
- ◆届出される方の本人確認書類（顔写真付き身分証明書）
- ◆世帯主と出産被保険者のマイナンバーがわかる書類 *お持ちでない場合は不要
- ◆母子健康手帳等（出産予定日が確認できるもの）

届出窓口・お問合せ先

- ◆鶴岡市役所国保年金課 〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号 TEL:0235-35-1292
 - *郵送での届出も可能です。
 - *各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎は地域づくり推進課）への届出も可能です。